

第1部 新たな評価の基本的な考え方

認証評価制度の現状と課題

- 制度導入から20年が経過し、各高等教育機関の努力と認証評価機関における様々な改善や工夫の結果、**内部質保証システムの導入が進んでいる**一方で、以下のような課題も指摘されている。

①社会的機能の再確認の必要性

社会からの期待は「教育の質」を明らかにすることであるが、複数の評価基準等により評価結果のわかりづらさが生じているのではないか

②評価者・被評価者双方の評価負担、インセンティブの不足

様々な項目や確認事項等による「負担感」と十分な動機付けがない等による「徒労感」があるのではないか

③内部質保証の意義の浸透

機関の改革には繋がったが、学生の学びと成長に寄与するカリキュラム改善まで至っていないのではないか

「新たな評価」への転換

- ✓ 学生が生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を身につけ、学生自身が学修成果や成長を実感できるよう、高等教育機関は、学生の学ぶ意欲を醸成し、成長を後押しするため、**「教育の質」を不断に見直すことが必要。**
- ✓ 不断の見直しを行うためには、高等教育機関が、その使命や目的を実現するために自らが行う活動を継続的に点検・評価し質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組む**「教育の改善」が必要。**
- ✓ **「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた第三者評価で確認する「新たな評価」へ転換**する。

※「新たな評価」制度の構築に当たっては、現在、高等教育機関が受審している様々な評価についてその必要性や代替可能性を整理する。

改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築

- 「新たな評価」においては、学位を授与する過程で**3 ポリシーを基盤とする教育成果**と学生が在学中にどれくらい成長したかについて、**学生自身の成長実感やステークホルダーによる評価により可視化し**、その結果を踏まえて各高等教育機関において**教育改善が進められているかという観点から評価すべき**である。
(※マイクロクレデンシャルについては必要に応じて別途検討する。)
- 「新たな評価」を通じて、**最低限の質保証のみならず、「教育の質」の向上を図る。**

(2) 社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

- VUCA時代においては、高等教育機関はこれまで以上に自らが行う教育活動に対して社会からの理解と支持を得ることが必要。
- そのためにも、「新たな評価」の結果やその他必要な情報が**社会に理解されやすい形で公表される仕組み**が必要。

(3) 効果的かつ効率的な評価の実現

- 「教育の質」の向上を測るために真に必要な項目に厳選し、データベースを積極的に活用するなど、「徒労感」や「負担感」解消のための評価制度の抜本的な見直しを図る。

第2部 新たな評価制度の基本的な枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

- 大学教員らを中心とした評価委員会による定性的評価（ピア・レビュー）を基本とし、産業界や高校関係者等の参画を促進する。また、学生代表者の評価への参画も検討する。
- 評価機関が複数存在する場合、評価の基準・観点のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討する。
- 評価機関に対して認証を与えた**文部科学大臣**が評価が適正に行われているか**確認するシステム**を設けることも検討する。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

- 養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が学修成果を上げられているかという点の可視化を行うために、**学位の分野に基づく学部・学科、研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度の設計**に向け、引き続き議論を進めていく。

3. 評価の視点【何を評価するか】

- 「新たな評価」では、**養成すべき人材像やディプロマ・ポリシーに照らして学生が必要な学修成果が上げられているかという点を可視化し、教育改善へ活用がなされているかという点**を評価の中心に据え、この観点からの評価に注力できるよう検討する。
- また、これらの観点について項目・指標等を共通化するとともに、**具体的な評価基準・項目、指標等のモデルを示す**ことを引き続き検討する。
- **学修成果の可視化**については、ディプロマ・ポリシーを達成目標として、成績等の**直接評価**と学生アンケート等の**間接評価の双方の観点で行う**ことを検討する。
- 国際的な評価や先行している分野別評価については、「新たな評価」との関係性を整理し、これまでの取組が損なわれないよう検討する。
- 「新たな評価」制度導入において、**ディプロマ・ポリシー等の再検証**を実施することを検討する。

4. 評価手続【どのように評価するのか】

- わかりやすく、かつ、改善につながる**段階別評価の導入**を検討する。その際、課題の追求・指摘ではなく、**自己改善につながる評価（絶対評価）**にすることを検討する。
- **評価手続の効率化のため、データベースの構築・活用を検討する。実地調査は、実施義務を撤廃し一定の条件下のみの実施**の方向で検討する。

5. 評価結果の公表・活用【どのように公表・活用するか】

- 評価結果を一元的に公表し、**公表内容やフォーマットは統一**することを検討する。
- 評価結果については、例えば資源配分等の**国の政策に活用**することや、段階別評価において高い評価を得た機関に対する受審期間延長等の**インセンティブ**を検討する。